

令和6年度事業報告書

1 運営事項

(1) 理事会の開催

令和6年度は、理事会が3回、対面及びZoom会議システムのハイブリット方式により開催され、総会・理事会に関連する事項、定款の改正、役員の報酬及び費用の支給に関する規則の改正、相談室代表の交代、ADR調停執務マニュアルの策定、正会員の入会、業務執行理事による業務執行状況報告等が承認された。

定款第37条によるみなし決議については1回開催され、正会員の入会、運営細則の改正、及び個人情報保護マニュアルの改正等が承認された。

(2) 正会員、特別会員及び賛助会員の増減について（資料1）

令和7年4月1日現在の正会員数は250人（令和6年4月1日現在と比較して17人増）、特別会員数は732人（同13人減）、賛助会員は227人（同1人増）、会員合計1209人となっている。

なお、法人会員数は11法人（同5法人から6法人増）である。

(3) 財政事情

一部の相談室を除いて面会交流支援事業や後見事業を中心に事業収益が増えた。また、養育費等相談支援センター事業の受託契約金が増額したことや各相談室が地方公共団体や民間機関から受託する事業が増えたこと等により、事業受託収益も増加した。さらに、個人寄付が増え、法人特別会員が倍増したこと等により、経常収益が前年度より1千7百万増加し、経常収益計は約3億円弱となった。

一方、事業活動の活発化に伴い、人件費が大幅に増加した。また、千葉相談室の移転に伴って賃借料が増加した。さらに、プライバシーマークの更新にあたり、コンサルタント会社との契約料や更新料も必要となった。

これらの結果、令和6年度の当期一般正味財産増減額は最終的に約200万余りとなり、極めて危機的な財政となった。

今後は、(1)事業の活性化、(2)利用料金の見直し、(3)賛助会員を含めた新規会員の獲得などにより収益の増加を図るとともに、(4)人件費の見直し、(5)通信費、プライバシーマークの継続の可否などを含めた様々な観点からの経費の削減等により財政基盤の立て直しを図る必要がある。

(4) 管理運営

ア 事業検討委員会、業務執行役員会

事業検討委員会は、対面及びZoom会議システムのハイブリット方式により、ほぼ毎月実施され、必要事項の協議を行ったほか、本部、各相談室、東京相談室各事業部及び養育費等相談支援センターからの報告を受けて情報の共有に努めた。また、事業検討委員会での検討結果を各相談室へ連絡した。

拡大業務執行役員会は、令和6年5月、7月、及び10月に実施した。理事会及び総会に付議する人事関連事項、東京相談室面会交流支援費・相談料の

値上げ案の検討、HPの改訂、財政健全化PTの設置、ADR調停執務マニュアルの策定などが検討された。

イ 事務長事務打合せ

全国相談室の事務長事務打合せは、令和6年11月及び令和7年2月、対面及びZoom会議システムのハイブリット方式により開催された。(1)当法人全体の運営に係る経費の各相談室分担額について、(2)面会交流支援事業に対するクレーム対応について、(3)支援費・相談料の値上げについて、(4)会員獲得の方策について、(5)ふぁみりおの送付先について、(6)プライバシーマークの更新についてなどが議論された。(1)については、今年度も全相談室の合意を得て分担金を決定した。

ウ 面会交流支援担当者連絡会

各相談室において面会交流支援を担当する支援者の連絡会は、令和6年7月及び令和7年1月、対面及びZoom会議システムのハイブリット方式により開催された。内容は、(1)民法改正に伴って予想される課題について（子の意思の尊重の在り方、親への対応）、(2)多様な支援の在り方について、(3)困難事例への対応について等について意見交換し、また、他の面会交流支援機関の状況についても情報交換を行った。

エ 会計担当者事務打合せ

各相談室において会計事務を担当する会員との事務打合せは、令和6年10月、対面及びZoom会議システムのハイブリット方式により開催された。内容は、各相談室における事務処理上の諸問題等について意見交換を行った。

オ 各相談室の事業運営

各相談室とも、定例会議を実施し、相談室通信等を作成、配布し、所属の会員のみならず、全国の相談室への情報発信も積極的に行っている。

各相談室から本部宛に送信される定例報告は、シノロジーの各相談室共有フォルダに保存し、全相談室から閲覧可能となっている。

2 事業内容（資料2）

(1) 本部事業

ア 家庭問題情報誌「ふぁみりお」の発行配布

日本宝くじ協会の助成を受け、家庭問題情報誌「ふぁみりお」を全国約3千の関係機関、個人等に年に3回、累計84,000部を無料配布し、ホームページにバックナンバーを掲載した。令和6年度は、6月に92号を、10月には93号を、令和7年1月には94号を発行した。

92号の記事の内容は、〈令和家族考〉として名古屋大学法学部原田綾子教授に「子どもにやさしい家事司法システムの構築をめざして」を、〈アラカルト〉として法務省民事局福田敦参事官に「認証紛争解決手続で成立した和解合意に執行力が付与されたことについて」を、〈海外トピックス〉として東京相談室長谷川哲也編集委員に「フィンランドの子育て支援『ネウボラ』」を、それぞれ執筆していただいた。

93号は、〈令和家族考〉として東京ファミリー相談室面会交流支援事業部

に「『かるがもセミナー』について—家庭問題情報センター（F P I C）東京ファミリー相談室の面会交流親ガイダンス—」を、〈アラカルト〉として山口県立大学社会福祉学部水藤昌彦教授に「刑事司法と福祉の連携による更生支援—心身に障がいのある少年への支援に着目して—」を、〈海外トピックス〉としてソウル家庭法院宋賢鍾（ソンヒュンジョン）首席調査官に「韓国における『広域面接交渉センター』（Regional Coparenting Support Center）の開設と実情」を、それぞれ執筆していただいた。

94号は、〈令和家族考〉として、早稲田大学棚村征行名誉教授に「共同親権等をめぐる法改正と必要な支援」について」を、〈アラカルト〉として、大阪ファミリー相談室ADR事業部に「ADR（民間型調停）による離婚等の話し合い—大阪ファミリー相談室の取組」について」を、〈海外トピックス〉として、東京経済大学古賀絢子准教授に「オーストラリアの家族関係支援センター（Family relationship centre）について」を、それぞれ執筆していただいた。

イ 定期的掲載原稿

日本加除出版社発行の『戸籍時報』の「家庭問題よろず相談室」、同『住民行政の窓』の「ファミリーカウンセラーの窓から」、人権擁護協力会発行の『人権のひろば』の「家庭問題カウンセリングルーム」等のコラム欄を会員が分担執筆した。

ウ 啓発図書の出版・販売

令和6年度に新しく出版した刊行物はない。従前から引き続いて販売、頒布しているものは次のとおりである。

- ①「面会交流支援の現状と課題Ⅱ」平成30年、大阪相談室（1,500円税込）
- ②「別居・離婚後の子の最善の利益の実現と親子関係の再構築—面会交流の実情と考察—」（一般財団法人司法協会助成の調査研究報告書）平成28年、（司法協会の了解を得て販売1,000円税込）
- ③「離婚した親と子どもの声を聴く—養育環境の変化が子どもに及ぼす影響—」平成17年（800円税込）
- ④「子どもが主人公の面会交流—離婚後も子どもの成長を支える父母からの贈り物—」平成24年（324円税込）

エ 広報

- ① 令和6年度、マスコミなどからの取材が全国で23件あり、昨年度11件より倍増した。
- ② 各相談室においてホームページを作成しているが、近年はホームページが情報発信の起点となっていることから、一層の工夫が必要である。本部のホームページには「御支援のお願い」ページを設けて、当法人の運営方針を紹介しつつ、寄付や賛助会員の募集記事を掲載した。その上で、ホームページ上で寄付や賛助会員入会の申込みができるように改修した。
- ③ 情報公開規程に基づき、定款、運営細則、各種規程、役員名簿、財務諸表等をホームページに掲載して一般の閲覧に供している。

オ 個人情報保護

個人情報保護に関する社会的な信頼を高めるため、令和5年3月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得し、令和7年3月に第1回目の更新を行った（登録番号第10940051号）。

当法人は、社会的な信頼の上に成り立っており、個人情報の取扱いについては、会員各人が認識を高め、安全で確実な事務を行う必要がある。

なお、更新後の契約期間は令和7年3月1日から同9年2月28日までである。

(2) 相談事業及び調停手続事業（ADR）

ア 相談事業

面接相談は385件で、前年度403件からやや減少し、電話相談は1,982件で前年度1,804件より10%増加した。ただし、昨年度から面会交流に関する相談件数を分けて統計を取った（分類可能な相談室に限る）ところ、同相談件数は819件であり前年度882件よりも7%減少した。全ての相談件数を合計すると3,186件となり、前年度3,089件よりも約100件の増加となった。NHKの朝の番組でFPICが紹介されたが、情報化社会においても家庭問題に関する相談事業は受け皿が少なく、社会的な需要や期待は増加しているといえる。

イ 地方公共団体等からの委託事業（資料2の別表）

東京相談室は自治体や関係機関等7か所から、大阪相談室は自治体や関係機関等9か所から、千葉相談室は2か所から、宇都宮相談室は小山市から、広島相談室は2か所から、横浜相談室は（社福）乳児保護協会から、新潟相談室は富山県からそれぞれ事業委託を受け、相談員や講師の派遣を行っている。また、東京相談室及び広島相談室は相談員の派遣だけでなく、離婚前後の親支援講座の実施についても受託している。

東京相談室で令和5年度から受託した石川県からの委託事業は、面会交流に関する当事者相談をオンラインで対応する新たな形式の事業内容であるが、円滑な運営ができており、今後の委託事業の支援モデルとなり得る。

ウ 調停手続事業（ADR）

令和6年度の受理件数は、東京相談室、大阪相談室及び名古屋相談室合計で33件であり、前年度20件より65%増加した。

なお、令和5年度にオンライン調停を可能とする規定の改正を行い、態勢も整えたものの、令和6年度中には実施がなかった（令和7年4月に1件実施した。）。

(3) 親子の面会交流支援事業

ア 各相談室における面会交流支援事業

令和6年度の新受件数は全相談室で332件と前年度345件から微減となった。一方で、旧受件数は995件であり、前年度890件から105件、約12%増加している。その結果、支援回数は6,924回となっており、前年度6,641回から4%増加している。1件当たりの年間支援回数は概ね5.2回であり、さほど変化がないことから、支援のステップアップが課題となっていることが窺える。

また、各相談室では支援者の負担に見合った支援料の値上げを検討しているところ、大阪相談室及び名古屋相談室では、利用者の収入を考慮した料金体系を工夫している。東京相談室及び横浜相談室では令和6年度中に支援費を値上げしたところだが、その効果について今後注視する必要がある。

さらに、東京相談室、名古屋相談室、新潟相談室及び松山相談室等では、オンラインによる面会交流支援も日常的になりつつある。

なお、利用者からの執拗なクレームが増えており、支援担当者が対応に苦慮する事例も多いことから、担当者を孤立されることなく、相談室全体で情報を共有する態勢が必要である。

イ 地方公共団体等からの面会交流支援事業の受託

東京相談室、大阪相談室、千葉相談室、広島相談室及び新潟相談室は、それぞれ、自治体や母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関から面会交流支援事業の委託を受けている。

(4) 後見、後見監督等に関する事業及び公正証書遺言者への支援事業

ア 後見事業

後見事業の新受件数は全相談室合計で12件であり、前年度22件から約45%減少、旧受件数は213件であり、前年度234件から9%減、既済が15件であり、前年度16件とほぼ同数となった。

千葉以外では新受件数は極めて少ない傾向にあるが、当事者対応が困難な事例が増加し、長期化する事案も増えていることから、担当者に対する指導、助言やサポート態勢を充実させることが課題である。また、複数の相談室から被後見人の財産書類等の保管に関するヒヤリハット事例が報告されている。管理を安全に確保するため、過誤を未然に防止するための工夫が求められる。

イ 公正証書遺言者への支援事業

公証役場への証人推薦件数は、全相談室合計が9,100件であり、前年度8,515件から7%増加した。

各相談室とも証人候補者となる会員に対する研修を実施し、公証役場や遺言作成者からの信頼を損なうことのないように対策を講じる必要がある。

(5) 家庭問題に関する調査・研究事業、セミナー・講演会の開催事業、講師・鑑定人の推薦事業、子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦事業

ア 家庭問題に関する調査・研究事業

各相談室は、相談、面会交流支援及び後見事務に関する事例の分析・研究を継続して実施した。

イ セミナー事業

東京相談室では令和7年3月、「父母の話し合いの推進—民法改正を迎えて—」と題するセミナーを実施し、合計98名の参加を得た。

ウ 講師・鑑定人の推薦事業

- ① 講師派遣は全相談室合計36件であり、前年度81件より大幅に減少した。減少の原因の一端は、統計の取り方を整理したこと、千葉相談室において成年後見関係の派遣依頼が大幅に減少したことなどが考えられるが、他の

相談室においても減少傾向があり、原因は不明である。依頼の内容に関しては、成年後見関係、民法改正を含んだ離婚後の親子の面会交流、養育費確保等に関する問題が多い。今後は、民法改正の施行が間近に迫り、改正点の解説に関する依頼が増加するものと想定される。

- ② 令和6年度の鑑定人の推薦依頼はなかった。刑事弁護人からの相談（コンサルテーション）もなかった。

エ 子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦

全相談室合計で25件、前年度22件から微増した。内容はほとんどが執行補助者としての依頼だった。執行官等が執行補助者に対する理解を深めたことにより、当法人への期待が高まっている。

なお、ハーグ条約に基づく子の返還を実現するための子の引渡しの強制執行については依頼がなかった。

(6) 家庭問題に関する公的機関からの受託事業

ア 養育費等相談支援センター事業（資料3）

養育費等相談支援センター事業は、令和5年度からこども家庭庁に移管され、「養育費・親子交流相談支援事業」と名称変更して、令和6年度も一般競争入札により受託した。

主要な事業内容は、①自治体の相談員等に対する相談支援、②ひとり親家庭や離婚を考えている当事者に対する相談支援、③自治体の相談員等に対する研修、④ホームページ、セミナー等による広報・情報提供などである。

このうち、①及び②の相談事業については、電話相談及びメール相談の総件数が4,211件となり、前年度4,413件に比して約5%の減少となった。一方、ホームページに埋め込んだチャットボットの利用総数が6,770件となり、前年度4,494件に比して51%、令和4年度2,198件から比べると208%と急増している。

また、③研修事業については、その多くを集合型とオンライン型を同時に進行するハイブリッド型で開催し、この型での研修会が定着している。

さらに、④情報提供事業については、ホームページをスマートフォン対応にリニューアルした。また、ニュース・レターについて、年に2回発行し、第32号では「令和6年民法等改正（家族法制）の概要」を掲載し、第33号では「みなさんの暮らしと法テラス」というタイトルで、法テラスの業務を分かりやすく解説した。

なお、同事業は令和7年度も継続して受託し、事業者名は「養育費・親子交流相談支援センター」と改称した。

イ ハーグ条約に係る面会交流支援事業

令和6年度も外務省からの受託団体の認証を得たが、同年度中に支援の依頼はなかった。

なお、令和7年度も外務省から受託団体としての認証を受けた。今後は、オンラインによる面会交流支援についても依頼があれば実施する予定である。

ウ 地方公共団体等関係機関からの委託事業

上記(2)のイに記載したとおり、地方公共団体や関係機関からの事業委託が増加している。家族法が改正されたことに伴い、自治体等が離婚やそれに伴う養育費・親子交流に関する相談や支援について益々関心を高めることが予想される。

また、自治体によっては、委託事業としての企画よりも、研修会や相談会の形態での講師派遣が手軽で依頼しやすいとの声もあることから、日頃から自治体の関係部署との連携が益々重要となっている。

資料 1

令和6年度の会員増減表

令和7年4月1日現在

F P I C 会員数 (令和6年4月1日現在)

	東京	大阪	名古屋	千葉	宇都宮	広島	松江	横浜	新潟	盛岡	松山	合計
正会員	81	49	18	32	7	11	8	12	4	7	4	233
特別会員	314	61	67	71	20	24	5	113	20	22	28	745
賛助会員	13	37	18	3	8	70	28	0	23	24	2	226
合計	408	147	103	106	35	105	41	125	47	53	34	1204

注 法人特別会員は5団体

F P I C 会員数 (令和7年4月1日現在)

	東京	大阪	名古屋	千葉	宇都宮	広島	松江	横浜	新潟	盛岡	松山	合計
正会員	85	48	18	38	7	13	6	15	5	8	7	250
特別会員	317	69	75	72	28	23	5	103	22	22	30	732
賛助会員	20	37	13	3	7	65	28	0	23	29	2	227
合計	422	154	106	113	42	101	39	118	50	59	39	1209

注 法人特別会員は11団体

資料 2 令和6年度相談室別事業統計 (2024. 4. 1～2025. 3. 31) 全国ファミリー相談室 (20250617版)

	東京										令和6		令和5
	面接	電話	面会交流相談	新受件数	旧受件数	既済件数	支援回数	事前相談件数	回数	参加人数	新受件数	旧受件数	
相談	51	1,268	382	100	480	133	3,256	255	22	168	15	2	403
面会交流	73	0	0	64	73	43	575	133	0	0	16	1	33
親ガイダンス	24	113	118	35	76	29	615	69	0	0	2	0	20
ADR	46	0	0	42	90	24	572	82	0	0	-	-	32
鑑定	-	7	23	18	56	18	324	-	7	4	-	-	31
講師派遣件数	41	0	0	15	56	9	333	41	0	0	-	-	19
取材 (広報)	96	381	228	18	56	5	57	-	0	0	-	-	26
セミナー	11	51	-	6	7	5	813	79	2	4	-	-	33
後見	24	0	-	28	104	22	122	105	0	0	-	-	31
(未成年後見は内数)	42	32	-	5	21	4	152	152	0	0	-	-	195
証人推薦件数	32	56	-	11	15	2	6,924	6,641	18	0	0	0	204
子の引渡し強制執行立会人又は補助件数	18	68	17	8	17	9	6,924	6,641	0	0	0	0	501
後見	0	1,982	819	332	995	298	6,924	6,641	0	0	0	0	32
ADR	12	3	26	-	-	-	-	-	0	0	-	-	20
鑑定	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
講師派遣件数	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19
取材 (広報)	18	4	1	6	0	1	2	2	0	0	0	0	81
セミナー	3	14	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	11
後見	3/8 (98)	0 (0)	-										
(未成年後見は内数)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (0)	-	0	0	0	0	0	-	-	22 (0)
証人推薦件数	45 (5)	3 (0)	9 (0)	154 (1)	-	0	0	0	2	2	-	-	234 (9)
子の引渡し強制執行立会人又は補助件数	5 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (0)	-	0	0	0	0	0	-	-	15 (1)
証人推薦件数	2,702	3,006	483	910	92	246	1,300	116	245	9,100	8,515	22	22
子の引渡し強制執行立会人又は補助件数	3	10	4	0	0	0	6	0	1	1	1	1	22

※1 本統計票は相談室における事業のみを記載し、委託事業については別紙に計上する。

※2 相談件数は、面接相談及び電話相談に分けて計上し、さらに面会交流相談を別カウントしている相談室のみ外数で計上する（東京のかるかも電話相談など）。

※3 面会交流の新受件数は、当該年度に新規契約に至ったと判断できた件数を計上する（支援契約が成立したとみなされれば、支援実施の有無を問わない。）。

※4 面会交流の支援回数は、新受・旧受・既済の別なく、また、支援の種類を問わず、支援を実施した回数を計上する。

※5 面会交流の事前相談（事前面接・事前面接）は支援契約に係る内容であり、一般相談と別カウントしている相談室のみ、父母を個別に計上し、更新面談や中間面談は含めない。

※6 講師派遣件数は、相談室が自治体などからの依頼を受けて派遣した件数とし、養育費等相談支援センターからの派遣要請は別紙に計上する。

※7 後見件数は、成年後見と未成年後見を合わせて計上し、カッコ内に未成年後見を内数で計上する。

※8 証人推薦の件数は、依頼により証人を派遣した件数を計上する。

養育費等相談支援センター令和6年度（2024年度）相談件数（電話・メール）の推移（2025年3月末）

相談者別	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	総 計
男性	1,795	1,741	1,690	1,573	1,400	1,070	1,014	984	1,041	1,028	13,336
女性	4,578	4,567	4,404	4,185	3,945	2,850	2,564	2,578	2,990	2,876	35,537
機関	251	253	282	294	290	311	281	281	340	273	2,856
不明	20	31	35	19	25	15	43	37	42	34	301
	6,644	6,592	6,411	6,071	5,660	4,246	3,902	3,880	4,413	4,211	52,030

婚姻関係	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	総 計
婚姻外	464	469	450	403	391	316	209	219	272	259	3,452
離婚前	2,063	2,098	2,247	2,045	1,897	1,427	1,330	1,333	1,445	1,413	17,298
離婚後	4,065	3,931	3,632	3,541	3,291	2,427	2,269	2,235	2,611	2,437	30,439
その他・不明	52	94	82	82	81	76	94	93	85	102	841
	6,644	6,592	6,411	6,071	5,660	4,246	3,902	3,880	4,413	4,211	52,030

※ 相談内容については複数回答

相談内容	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	総 計
請求手続	2,085	2,017	1,961	2,001	1,833	1,468	1,236	1,206	1,434	1,228	16,469
養育費算定	1,526	1,780	1,696	1,569	1,422	1,015	902	892	995	949	12,766
減額請求	908	897	820	733	652	460	437	411	434	355	6,107
増額請求	282	222	270	220	221	164	168	145	208	240	2,140
養育費不履行	1,014	1,022	924	927	934	739	555	555	701	682	8,053
強制執行	320	324	276	280	378	397	237	230	258	273	2,973
親子交流	837	860	1,000	1,062	972	855	792	813	774	843	8,828
婚姻費用	207	189	204	204	198	138	135	112	167	157	1,711
その他	595	653	629	500	472	301	323	335	414	389	4,611
	7,774	7,984	7,760	7,516	7,082	5,537	4,785	4,699	5,385	5,116	63,658

